

電気通信紛争処理委員会（第182回）議事録

1 日時

平成30年5月29日（火）10時30分から11時45分

2 場所

総務省第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

中山 隆夫（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、平沢 郁子、山本 和彦（以上5名）

(2) 特別委員

青柳 由香、荒井 耕、葭葉 裕子、矢入 郁子、若林 和子（以上5名）

(3) 総務省総合通信基盤局料金サービス課

企画官 大塚 康裕

(4) 事務局

事務局長 熊埜御堂 武敬、参事官 村松 茂、紛争処理調査官 蒲生 孝
上席調査専門官 土井 義之、上席調査専門官 瀬島 千恵子

4 議題及び議事概要

(1) 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書」について【公開】

総合通信基盤局より説明を受け、質疑応答を行った。

(2) 「地方電気通信事業者の契約に係る実態等調査」について【非公開】

事務局より説明を受け、質疑応答を行った。

※ 議題(2)については、会議を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき非公開で開催し、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。

5 議事内容

＜開会＞ 【公開】

【中山委員長】 定刻になりましたので、ただいまから第182回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。

本日は委員5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員5名の御出席をいただいております。

議事に入ります前に、4月に事務局の人事異動がございました。そこで、新任の蒲生紛争処理調査官と瀬島上席調査専門官から、一言御挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

【蒲生紛争処理調査官】 4月1日付で紛争処理調査官を拝命いたしました蒲生と申します。よろしくお願い申し上げます。

【瀬島上席調査専門官】 4月20日で上席調査専門官を拝命いたしました瀬島と申します。よろしくお願い申し上げます。

【中山委員長】 こちらこそ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、文書による審議の形で開催いたしました委員会についてご報告いたします。

3月の第180回委員会におきまして平成29年度年次報告案について御審議いただき、4月の第181回委員会におきまして平成29年度年次報告の決定、及び大臣への報告について御審議いただきました。

審議の結果、委員全員の賛成が得られましたので、4月25日に総務大臣に提出し、公表したところでございます。御協力いただきありがとうございました。

それでは議事に入ります。

本日の会議の議題2につきましては、当事者又は第三者の権利・利益を害するおそれがある場合に当たることから、当委員会運営規程第16条第1項の規定により非公開とし、同規程第17条第1項及び第18条第1項により議事録及び資料は非公開といたします。

したがいまして、傍聴者の皆様方には恐縮ですが、議題2に入る前に御退室いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議題1は、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書についてであ

ります。

モバイル市場における事業者間の公正な競争を促進し、利用者利益の向上を図るための方策について、4月27日に公表されました。モバイル市場における事業者間協議や政策の動向をお聞きし、今後の紛争事案への対応の参考としたいと思いますので、本日は、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課、大塚企画官から御説明をお願いいたします。

大塚企画官にはお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。それではよろしくお願い申し上げます。

<議題1:「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書」について>【公開】

【大塚料金サービス課企画官】 本日はこのような貴重な機会を賜りまして、誠にありがとうございます。お手元の資料182-1、それから182-2が、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会に関する資料でございます。

このうち、182-1が概要になってございまして、一方で181-2が検討会の報告書本体となっております。本日は概要資料の182-1に基づきまして、検討会報告書について御紹介させていただきたいと考えてございます。

資料182-1の1ページをお開きいただければと存じます。

モバイル市場の公正競争促進に関する検討会でございますが、モバイル市場におけるMVNOを含めました事業者間の公正な競争を更に促進し、結果として利用者の需要に応じた多様なサービスの提供、あるいは料金の低廉化を通じた利用者利益の向上を図ることを目的として開催したものでございます。

明治大学の新美先生に座長を務めていただきまして、6名の先生方から成る検討会という形で、昨年12月から今年の4月にかけて、6回会合を開き、検討を行っていただきました。

2ページにございますが、この検討の過程で、MVNOが接続や卸提供を受ける際、あるいはMNO、サブブランド等との競争の中で感じていらっしゃる課題等々について伺う機会といたしまして、ヒアリングを数回に分けて実施してございます。具体的にはMVNO4社、中古端末関係者、販売代理店関連団

体、消費者団体、それからMNOのグループからお話を伺ったほか、並行いたしましてMVNOにアンケート調査を実施してございまして、75社にアンケートを送付して、結果として60社以上の事業者の方々から御回答を頂戴しました。

検討の結果でございますが、3ページをお開きください。こちらは、御検討いただきました結果、報告書の内容を1枚にまとめたものでございます。競争促進ということで3つの柱に沿った取組が重要ではないかという御提言を頂戴してございます。

1つ目がネットワーク提供条件の同等性の確保、2つ目が中古端末の国内流通の促進、3つ目が利用者の自由なサービス・端末選択の促進というものでございます。これらを通じまして、冒頭申し上げましたようなMVNOを含めた競争を促進していくことが重要であるという御提言をいただきました。

以下、具体的に御説明させていただきたいと思っております。

1つ目の柱、ネットワーク提供条件の同等性確保でございますが、このうち1つ目としまして、関連MVNOやサブブランドの料金、品質の妥当性がございます。こちらが今回の検討会の中でも非常に大きな時間を割いて御検討いただいた項目でございます。

具体的に申しますと、今回ヒアリングあるいはアンケート調査の中で、MVNOから、MVNOとMNOの関連MVNO、あるいはMNOがサブブランドとして提供されているサービス、これらとの競争環境について、同等性が確保されているのかということについてしっかり検証を行ってほしいという御要望が多々ございました。

これを受けまして、1つ目のオレンジの箱の中でございますが、MNOの料金とコストの関係、これは具体的に申しますとサブブランドを主として想定してございますが、サブブランドの料金が、彼らが設定している接続料等々と比較しまして妥当な価格づけになっているのかということについて検証が必要ではないかという内容が、まず1つとしてございます。

その次に、MNOグループ内の「ミルク補給」という点につきまして、MNOの関連MVNOというものが存在するわけですが、MNOとMVNOとの間で金銭的な補助等が与えられることによって、関連MVNOが場合によっては、

他のMVNOでは提供できないような安価なサービス、あるいは値段に比して高度なサービス等々を提供している可能性がないかなど、この金銭補助の関係について検証を行っていく必要があるというものでございます。

4ページに具体的な内容を記載してございます。今のグループ内での金銭補助、「ミルク補給」という比喩表現を使ってございますが、この可能性についてまとめたものでございます。

具体的に言いますと、KDDI、それからグループ会社であるUQコミュニケーションズの例を取り上げてございますが、UQはWiMAX2+という技術を使いましてBWAのサービスを提供するMNOであると同時に、KDDIのネットワークを借りてMVNO事業も行っています。加えまして、真ん中にございます青い矢印を黒くなぞっているところでございますが、UQのネットワークは自社のBWAの顧客向けサービス提供に用いられているほか、KDDIに提供されています。ここの契約関係、「個別契約」と書いてございますが、例えばこのネットワークが非常に高額で提供されることがあれば、KDDIからUQへの金銭補助という形になり、結果としてUQが提供しているMVNOの事業等に対して影響することがありえます。MVNOの事業でより安価な提供等ができるということにもつながりかねないということで、UQのネットワーク提供の提供条件について、今後検証を行っていく必要があるという御提言をいただいているところでございます。

3ページに戻っていただきまして、1つ目の柱の中の2点目でございますが、接続料算定の適正性に関する御指摘でございます。

これも今ほどのBWAと関係する事項でございますが、接続料につきましては、5ページをお開きいただければと存じます。接続料の算定につきましては、省令あるいはガイドライン等の見直しを総務省でこれまでも累次行ってまいりました。例えば2017年2月に、接続料算定に用いる資本調達コストの算定方法につきましては明確化を図ってございまして、この結果は2015年度の接続料から反映されております。

また今回の、このモバイルの検討会におきまして、先ほど申しましたBWAとLTEのネットワークに関しまして、これまでネットワークの提供に係る部分につきましては、コスト等の算定方法が分からない形になってございました。

ので、その算定方法が分かる形で届出をいただくことにより、算定の適正化を図ってございます。

3 ページにお戻りいただきまして、1 つ目の柱の3 点目でございます。事業者間移転の円滑化に関する事項でございますが、事業者間の移転時に、移転元で手続を行う必要が現在ございますが、この際、移転元の事業者から、移転を希望する利用者に対して引き止め行為があるという御指摘を頂戴いたしました。

これにつきまして、引き止めの機会がない手続、具体的に言いますと、例えばウェブでの手続が考えられるわけですが、こういったものを実現するようということ、ガイドラインという形でお願いしていくことを考えてございます。

現在、大手のMNO 3 社のうち、1 社ではこういったウェブ手続によるMNO の転出の申込みが一部の場合を除き可能となっておりますが、残り2 社においては電話あるいは店舗での手続しかできないという状況になってございまして、先ほど申し上げたような引き止めの機会につながっているという御指摘があるところでございます。これを受けまして、3 社ともこういったウェブでの転出手続の機会を設けていただくことを考えているところでございます。

4 点目でございます。MNO の迷惑メール設定におけるMNO とMVNO の同等性という内容を掲げてございます。

具体的に申しますと、これは、MNO のユーザーが迷惑メールの受信を回避するためのフィルタリング設定をしますと、そのMNO や他のMNO のユーザーから届くメールについては問題なく受信ができますが、フリーメールあるいはMVNO のユーザーから来るメールについては、これが迷惑メールとして受信が拒絶されてしまうという取扱いになってございます。

これにつきまして、こういったメールを迷惑メールという形でフィルタリングするのかということにつきまして、その基準をMNO が設定されているということでございますので、希望するMVNO があれば、そういった基準に従いまして、それを満たす形で対応を行った上で、同等にこの迷惑メールのフィルタリングのかからない形での運用が行えるようになりますように、この基準をまずはMNO から希望するMVNO に提供していただく要請を行うことを考えてございます。

以上、この報告でございます柱のうち1つ目、ネットワーク提供条件の同等性の確保について御説明させていただきました。

引き続き2点目でございますが、中古端末の国内流通の促進ということを掲げてございます。

こちらにつきましては、資料8ページに記載してございます。現在、MVNOから提供されている端末には限りがございますが、利用者側での中古端末等含めた端末の選択肢が広がることによって、MVNOを含めサービスについてもより自由な選択肢が得られるのではないかという考えの基に、中古端末の国内流通を促進してはどうかという御提言を頂戴してございます。

具体的に申しますと、8ページの上に幾つか掲げてございますが、1点目はMNOによる中古端末の国内流通制限を禁止するというものでございます。具体的に申しますと、今、MNOは利用者から端末を下取っているわけですが、この下取った端末は仲介事業者に販売されております。この仲介事業者の再販売先について、国内への流通を制限するということがありますと、国内での中古端末の流通が阻害されると考えてございまして、この中古事業者に対する再販売先の制限は禁止される旨、ガイドラインに盛り込むことを考えてございます。

また2点目、MNOによる中古端末のSIMロック解除の実施の確保でございます。これまでSIMロックの解除は、現利用者からの申込みに限られてございましたが、現利用者から提供を受けた第三者、あるいはかつて契約をしていた利用者からのSIMロックの解除についても応じていただくという形で、SIMロック解除のガイドラインを改定させていただきたいと考えてございます。

3点目でございますが、中古端末の国内流通促進に向けまして、中古端末の販売を行っておられる方々、あるいは中古端末を含めた端末の修理等に関わっておられる方々が、より安心して端末を取引あるいは調達できる市場の形成に向けて、今、取組を開始しようとしてございます。例えば盗品を排除する、あるいは不要な個人情報の削除、消去を確実に行うといったような、こういった関係者の方々の取組を、総務省としても後押ししてまいりたいと考えてございます。

再び3ページにお戻りください。今御説明させていただいたのが2本目の柱、中古端末の国内流通の促進でございます。

最後に3点目の柱、利用者の自由なサービス・端末選択の促進について、御紹介させていただきます。

1点目でございますが、利用者の利用期間拘束についての取組でございます。

こちらにつきまして、9ページをお開きください。利用者の利用期間拘束につきまして、現在MNO3社は期間拘束、いわゆる2年縛りという契約を行っていらっしゃるにしまして、契約終了時点までの違約金あるいは25か月目の料金のいずれも支払わない解約ができないということになっております。具体的に申しますと、今、この2年縛りと申しますのが、24か月の契約が満了しないと違約金が発生するという形になってございまして、24か月目の途中で解約するということになりますと違約金が発生いたします。一方で、25か月目になってからであると違約金なく解約が可能となるわけですが、その場合は25か月目の料金を支払わなければいけないという形になってございます。

つまり、現状では、違約金あるいは25か月目のいずれかを支払わなければ、利用者は解約ができないという形になってございまして、少なくともこの点につきまして解消を求めるという形で、この利用期間の拘束性を少しでも緩めていくことを考えているところでございます。

また3ページにお戻りいただきまして、利用者の利用期間拘束の最後でございます。2年縛りというのはサービスの契約期間の拘束の話でございますが、最近マスコミ等で「4年縛り」という言い方がされることもございますが、端末の販売につきまして、4年間の割賦販売を行って、その半分の期間が経過した時点で端末を買いかえますと残債が免除されるというようなプログラムが昨年来広く提供されてございます。

このプログラムにつきまして、どういった条件で残債が免除されるのかという点につきまして、説明が十分に行われていない事案があることが指摘されてございまして、しっかり契約の時点で説明を行っていただくことを、消費者保護ガイドラインに明記していくことを考えてございます。

また、利用者の自由なサービス・端末選択の2つ目でございますが、利用者による利用実態に合わせたサービス選択につきましては、過去の利用実績に応

じて、利用金額が適正となるような料金プラン、実際に利用されている利用実態に合わせた料金プランの選択がなされるように、実績に基づきまして適正となる料金プランをMNOから利用者に案内していただくことをお願いしていくことを考えてございます。

最後の内容でございますが、MNOから販売店への値引き等に関する実質的な指示というものがございます。端末の販売価格につきましては、総務省でガイドラインを作成いたしまして、端末購入者が合理的な負担をするようにという形で、事業者に取り組を求めているところでございます。

ただ、もしMNOにより販売店に販売価格等の指示を実質的に行うということがありますと、このガイドラインが潜脱される可能性がございますので、こういった実質的な指示につきましても、業務改善命令の対象となるということ、ガイドラインを改定いたしまして明確化していくことを考えているところでございます。また、端末の販売奨励金の適正化につきましては、公正取引委員会と連携を図っていくことも考えているところでございます。

以上、今回の検討会の内容につきまして御紹介をさせていただきました。

【中山委員長】 ありがとうございます。

私どもの委員会との関係では、紛争の予防、あるいは紛争の種になるといいますか、事前予測の関係でも重要な御説明ではなかったかと思いますが、ただいまの御説明に関しまして、御質問等がございましたらお願い申し上げます。

【小野委員】 3ページの、最初のほうに御説明があった同等性確保についての検証のところで、いわゆる「ミルク補給」ということが言われていたのですが、これは、それがあるといことは一応前提にされているわけですか。

【大塚料金サービス課企画官】 こちらにつきましては、4ページの図がございまして、関連会社間での契約に基づくネットワークの提供がございまして、支払いがあるということは確認できているところでございます。ただ、これが適正なものであるかについて、今後検証していくことを考えているところでございます。

【小野委員】 そうしますと、適正かどうかというのは、要するに関連会社ではないところとの契約と同等かどうかということが基準になるわけですか。

【大塚料金サービス課企画官】 4ページの、特に黒枠で囲った青いところ

につきましては、UQの基地局をKDDIに貸していらっしゃるということですが、この基地局だけを貸し出すという提供形態というのはUQとKDDIの間しかございませんので、全く同じもの同士の比較というのはできないと思っております。ただ、こちらの原価等々を確認する中で、この適正性を確認していくという方法が1つの選択肢なのではなかろうかと考えてございます。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。

検証の結果というのはいつごろ分かるのですか。

【大塚料金サービス課企画官】 最初の検証につきましては、まだ方法も含めましてこれから検討ということになりますので、これにつきましてはもう少し時間をいただいてからということになります。

【中山委員長】 なるほど。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【荒川委員長代理】 先ほどの中古端末の流通ですが、確かに今、スマートフォンというのはお金の支払いなどもできるぐらいですので、個人情報の保護というのが非常に重要でして、個人情報データを消去するというのは是非必要なことなのですが、一般の人たちが、確かに自分の個人情報が消去されたという確信はどうやって得るのですか。

【大塚料金サービス課企画官】 ありがとうございます。大変重要かつ難しいところかと思っております。実際、消費者の方が、御自身が使っている端末を中古として売りに出さない理由としまして、個人情報の取扱いが不安であるからというのがかなり上位に入ってきております。

今こういった形の消去がなされているかといいますと、世界的に消去システム、仕組みを提供している会社がございます。このシステムを使って消去されている中古端末の取扱業者が多いようです。どのような仕組みで消去しているのかということに関係者の方々にアピールをしていくことにより、利用者の安心感を醸成していくことが考えられるのではないかと考えております。

【荒川委員長代理】 ありがとうございます。

【中山委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

本件に直接関係しないのですが、ちょうど今日のヒアリングというところで、インターネットイニシアティブ（I I J）が最初に上がったものですから、そ

れでちょっと思い出したことがあって。

先般のマスコミ報道で、インターネットイニシアティブが国際電気通信連合（ITU）の研究会か何かに参加されたという、そういうものを見たのですが、あれはどういう意味合いがあるものか、ちょっと教えていただけますか。

【大塚料金サービス課企画官】 I I Jがお入りになったものというのは、ITUの中で、ITUというのは3つの部門から成っているのですが、その中の1つ、もともとは国際通信に関する料金の枠組みを中心として扱っております。今は携帯のローミングであるとか、かなり幅広い内容を取り扱っている委員会でございます。ここで例えば、国際的な事業者間の料金精算の在り方であるとか、どのようなフォーマットでデータをやり取りするとかといった検討、標準化を行っております。

ここには総務省も参加してございますが、日本の事業者はこれまでも何社か入っていらっしやいまして、今回I I Jがそこに入られたというのは、国際的な議論に関与されることを御希望になったということなのではないかと考えてございます。

【中山委員長】 そのMVNO自身の足腰というやつが、これまでの施策が積み重なってきて、強くなってきた、土台ができてきたというふうに受け止めてもよろしいものなのですか。

【大塚料金サービス課企画官】 個別の経営の御判断は分からないわけですが、I I Jにつきましては、この春からHLR/HSSを自分で持たれて、それで国際的なサービスを展開していくことを御発表になっておりますので、そういったこととも関連しまして、ITUでの議論に関わっていくことを御希望になったのではなかろうかと考えてございます。

【中山委員長】 はい。直なお答えではなかったようにも思いますが、ありがとうございました。

ほかによろしゅうございますか。

それでは、ほかに特段御質問等がないようですので、質疑を終えたいと思います。本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。御退室いただいて結構でございます。

それでは、以上で公開の議題は終了となりますので、傍聴者の皆様は恐縮で

すが御退室をお願いしたいと思います。

(傍聴者退室)

<議題2:「地方電気通信事業者の契約に係る実態等調査」について>【非公開】

※ この部分については、非公開にて開催した。

<閉会>【非公開】

※ この部分については、非公開にて開催した。